

# 評価基準書

別紙2

| 区分      | 評価項目   | 評価の視点  | 評価得点<br>(最低水準点) |
|---------|--|--|-----------------|
| (1)業務体制 | ①業務の実施体制                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務遂行のために必要な組織体制(人員配置、役割分担)が明確で適正か。</li> <li>○業務執行体制、情報管理体制、品質管理体制等は適切か。</li> <li>○市と連絡・調整が速やかに行える体制か。</li> <li>○事業スケジュールに対するフォローアップ体制は万全か。</li> </ul>  | 10<br>(4)       |
|         | ②業務責任者及び従事者の実績                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○業務責任者は斎場整備・運営に係るアドバイザー業務において十分な実績があるか。また、業務遂行のためのノウハウを有しているか。</li> <li>○従事者は業務遂行のために必要な人員が配置され、十分な業務実績を有しているか。</li> </ul>  |                 |
| (2)業務実績 | 会社の業務実績  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○斎場整備・運営に係るアドバイザー業務において十分な実績があり、業務遂行のためのノウハウを有しているか。</li> <li>○斎場整備に係る導入可能性調査業務において十分な実績を有しているか。</li> </ul>   | 10<br>(4)       |
| (3)提案内容 | ①業務に関する基本的な考え方                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○「松山市斎場再整備基本計画」「松山市斎場整備事業に係る民間活力導入可能性調査」の内容を踏まえた提案となっているか。</li> <li>○業務の遂行にあたり、松山市の現状や課題を的確に把握した提案となっているか。</li> </ul>   | 40<br>(16)      |
|         | ②知識・専門性及び情報処理能力                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○高度な専門知識を有し、課題・データ等の効果的な分析及びそれらの業務への反映が期待できるか。</li> <li>○実績や経験を活かした提案となっているか。</li> <li>○提案内容は正確かつ簡潔で明瞭にまとめられているか。</li> </ul>  |                 |
|         | ③妥当性・的確性及び実現性                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○下記テーマについて、提案が他市の効果的な事例を交える等、業務経験に裏付けられており、的確で説得力のある実現可能な提案となっているか。</li> <li>○【テーマ1】「事業者の募集及び選定における地域経済への貢献方法、地元企業の参加意欲を醸成する方法」</li> <li>○【テーマ2】「事業者を募集及び選定する上でライフサイクルコストの縮減に関する技術提案を評価する方法」</li> </ul> |                 |
| (4)支援体制 | 市内検討等への支援体制                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内での検討・意思決定期間や議決時期を十分に考慮した提案となっているか。</li> <li>○市内検討等への支援体制は万全か(検討用資料作成補助、事業者選定審査会等の支援等)。</li> </ul>  | 10<br>(4)       |
| (5)価格   | 令和5年度～令和6年度の履行期間全体(2年間)の委託料の総額(消費税及び地方消費税を含む。) | 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。<br>(1-見積金額/提案限度額)×30点<br>(小数点以下切捨て)   | 30              |
| 合 計     |  |  | 100             |

注) 各評価項目(価格を除く)いずれかにおいて、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点(4割)未満の事業者については、失格とする。